

## (仮称) かけがわ健康医療基本条例（素案）の骨子について

掛川市議会では、市民、医療機関、行政等各関係機関が協働して、健康な生活と長寿を享受する健康長寿社会を形成し、安心して保健医療サービスを受けることができる地域完結型の医療体制を確立するための条例の制定を予定しています。

～ 条例の制定に向けて、市民の皆様からの意見を募集します！ ～

### ☆ 条例創設の背景

掛川市は、平成16年度に始まった新臨床研修制度の影響などによる医療環境の低下と、老朽化した市立病院の建て替えという大きな問題に直面し、この問題解決のため、市民・行政・議会が協働し、中東遠地域の基幹病院設立に向け、たゆまぬ努力を重ねた結果、平成25年5月、全国初の自治体病院の統合を果たし、地域医療の再生モデルともいえる中東遠総合医療センターが誕生しました。

更に、中東遠総合医療センターが、その能力を十分に発揮するため、在宅医療、介護、生活支援の地域拠点となる地域健康医療支援センター「ふくしあ」や健康医療の中核ゾーン「希望の丘」を整備し、現在も医師会・歯科医師会・薬剤師会など関係機関と連携した地域包括支援体制の確立を目指しています。

また、市民ひとり一人が健康に対する正しい知識を持ち、食生活や運動、社会活動への参加、ストレス発散など、生活習慣を整え保つ努力が必要です。

健康を保つためには、健康診査（健康診断）を積極的に受け、自身の健康状態を常に把握し、病気に対しては早期発見・早期治療・早期回復へ礎をつくるのが大切です。

市民の健康を願うとともに、これら限られた医療資源を守り育むためには、中東遠保健医療圏における地域完結型の医療連携を推進する必要があり、市民及び関係機関がこれを理解し実践することが重要です。

### ☆ 条例制定の目的

今後、更に進展する超高齢社会においても、市民が安心して暮らすため、健康長寿や健康増進に関する施策の実施や関係機関が連携して、地域医療を充実するための施策を実施し、下記2点の環境を整えていきます。

- 健康な生活と長寿を享受する健康長寿社会の形成を目指します。
- 地域完結型医療体制の確立を目指します。

## ☆ 条例（素案）の骨子

（仮称）かけがわ健康医療基本条例については、市議会議員全員による特別委員会を設置し、検討を続けています。

以下は、検討の材料として提出している条例（素案）の内容です。

条例の素案は、例えば医師会等がこれまで取り組まれている基本的なことも「医療機関にお願いすること」の中に盛り込み、基本条例の制定に向け検討を重ねています。

この検討中の内容について、市民の皆様方の意見を募集します。

### 1 目的

この条例は、健康長寿（市民が健康な生活及び長寿を享受することをいう。）及び地域医療に関する基本理念を定め、市民、医療機関及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項と果たすべき役割を定めることにより、健康と医療に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、健康長寿社会の形成と地域医療体制の確立を図ることを目的に制定します。

#### 【考え方】

この条例の目的は、掛川市民（子供からお年寄りまで）が最期まで健康で、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、市民、医療機関及び市が果たすべき責務や施策等について定め、健康長寿社会の形成と地域医療体制の確立を目指すものです。

### 2 基本理念

- 健康長寿は、市民自らが行う健康管理及び健康増進のための努力を基礎とし、医療・保健・福祉・介護の密接な連携のもとに推進することとします。
- 地域医療は、市民・医療機関・市が一体となり、地域全体で推進することとします。

#### 【考え方】

健康で長生きするためには、市民ひとり一人が健康に対する正しい知識を持ち、食生活や運動、社会活動への参加、ストレス発散など、生活習慣を整え保つ努力が必要です。

超高齢社会を迎え、医療や介護の機能分化が促進され、医療は高度な治療を行う機関に特化し、回復期・療養期とは区別されるようになります。これは、基幹病院、療養型病院、診療所、介護施設、在宅などを一つの医療機関と考え、目的や状態に合わせた受診や、適正な相互の連携を行う地域医療の推進を意味し、市民・医療機関・市が一体となって、思いやりの気持ちを持って自らの責務を果たしながら、ともに推し進めていかななくてはなりません。

以下は、市民や医療機関にお願いすること、市の役割や基本的施策を検討しています。この中には、これまで取り組まれている基本的なことも含んでいますが、今後検討していく予定です。

### **3 市民にお願いすること**

- 市民は、自らの健康長寿を実現するため、健康診査を積極的に受診するとともに、良好な生活習慣や食生活に留意し、自己の健康管理に努めましょう。
- 市民は、日頃から運動に親しむとともに社会参加を心掛けて健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいう。）を延ばすように努めましょう。
- 市民は、健全な地域医療を推進するため、次に掲げる事項に取り組ましましょう。
  - (1) かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持ちましょう。
  - (2) 診療時間内に受診しましょう。
  - (3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師など、医療の担い手に対し、信頼と感謝の気持ちを持ちましょう。
- 市民は、自らが望む人生の最終段階における医療や過ごし方を書き記すとともに、近親者と日頃から意思疎通に努めましょう。

### **4 医療機関にお願いすること**

- 医療機関は、良質かつ適切な医療を行うため、次に掲げる事項に取り組ましましょう。
  - (1) 患者に対して医療に関するわかりやすい説明を行い、信頼関係の構築に努めましょう。
  - (2) 医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図り、地域医療の充実に努めましょう。
  - (3) 医療従事者の確保に努めるとともに、良好な勤務態勢の整備に努めましょう。
  - (4) 市が実施する健康長寿及び地域医療に関する施策に協力するよう努めましょう。

## **5 市の役割**

- 市は、市民の健康長寿を推進するための施策及び健康増進に関する施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。
- 市は、市民に対して良質かつ適切な医療が提供される体制を確保するため、地域医療に関する施策を推進しなければならない。

## **6 基本的施策の実施**

- 市は、健康増進に関する施策の充実に努める。
- 市は、市民が行う健康長寿の推進に関する取組に対する支援に努める。
- 市は、その他健康長寿及び地域医療を推進するための総合的な施策の実施に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。
  - (1) 地域健康医療支援センター「ふくしあ」を拠点とした地域の包括的な支援及び地域医療体制の確立に努めること。
  - (2) 他の行政機関、医療関係団体等との連携を図り、地域医療を推進するための施策の実施に努めること。
  - (3) 健康長寿及び地域医療に関する教育、啓発及び広報広聴活動の充実に努めること。

## **7 財政上の措置**

- 市は、健康長寿及び地域医療に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。